四〇七　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分～平成十五年分、平成二十年分～平成二十一年分）を公表する件　一〇 236 一五　二

四〇八　電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件の一部を改正する件　一〇 236 一八　二

四〇九　消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件　一一　二

四一〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十一年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一一　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一七　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　二

四一八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　三

四一九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件　一六　三

四二〇　独立行政法人情報通信研究機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件　二六 247 六〇

四二一　独立行政法人統計センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六 247 六一

四二二　独立行政法人平和祈念事業特別基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六 247 六一

四二三　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六 247 六一

四二四　無線局運用規則第百四十条の規定により、海上における航行援助情報を送信する無線局の運用に関する事項を定める件　二六 247 六一

四二五　特定国外派遣組織を指定する件　二九 249 一

四二六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件　三〇 251 一

四二七　**○総務省、法務省、経済産業省**
電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　一 三

○総務省、財務省
独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件　二六 247 六一

三　独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件　二六 247 六一

○総務省、文部科学省
一　独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件　二六 247 六二

○政治資金適正化委員会
五〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一一 三

五一　〃　一七 四四

五二　〃　二五 四

○法務省
五四　除籍が滅失した件　一 三

五五五　除籍の一部が滅失した件　一 三

五五六　日本国に帰化を許可する件　一 三

五五七　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二 二

五五八　日本国に帰化を許可する件　二 二

五五九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　四 四

五六〇